

都市計画マスタープランとは？ ～都市・地域づくりに向けた基本的な方針～

1. 都市計画マスタープランとは？
2. 都市計画マスタープランの役割
3. 都市計画マスタープランの法的位置づけ
4. 都市計画マスタープランの構成

注： この文書は、館山市が平成19年度からはじめている「都市計画マスタープラン」の策定にあたり、市民の皆さんから意見をいただくために実施した地区別懇談会及び団体懇談会の資料です。

上段がそれら懇談会で使用したスライド資料で、下段がその説明になっています。

平成20年3月

館山市建設環境部都市計画課

Tel : 0470-22-3640

E-mail : tosikeikaku@city.tateyama.chiba.jp

1. 都市計画マスタープランとは？

【都市計画とは...】

- 土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要なことごとについて総合的に定めるものです

【都市計画マスタープランとは...】

- 市町村の都市計画に関する基本的な方針。
(都市計画法第18条の2に示される法定都市計画)
- 住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域に密着した見地から、住民と協働しながら都市の個性を活かして定めるもの。
- 特定の分野に偏ることなく、都市づくりに関連する幅広い内容に関して記述し、概ね20年後における都市及び地域の将来像や整備方針の基本的な考え方をわかりやすく描くもの。
- 『都市づくりの目標の共有化』『各種都市づくりの相互の連携強化』などの役割を果たすとともに、具体的な都市づくりの『よりどころ(根拠)』としての意義を持っている。

(説明)

- ・ 「都市計画」とは、都市において土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめとした、まちづくりに必要な事柄について総合的に定めた計画のことです。

この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。(都市計画法第4条)

- ・ 「都市計画マスタープラン」とは、概ね20年後における都市の将来像や整備方針の基本的な考え方をまとめたもので、都市計画法第18条の2の規定により市町村が定める『都市計画に関する基本的な方針』のことをいいます。

2. 都市計画マスタープランの役割

①都市の将来像の明示

⇒都市全体あるいは地域別の将来像を示し、多様な主体が共有するまちづくりの目標を設定。

②市町村が定める都市計画の方針

⇒将来像を実現する手段の一つとして市町村決定の都市計画について、決定・変更の方針を示す。

(個々の都市計画が決定・変更される方向性、必然性、根拠を示す)

③都市計画の総合性・一体性の確保

⇒個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にする。法定都市計画以外の都市づくり手法も含めた総合的な取り組みとすることもできる。

④住民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

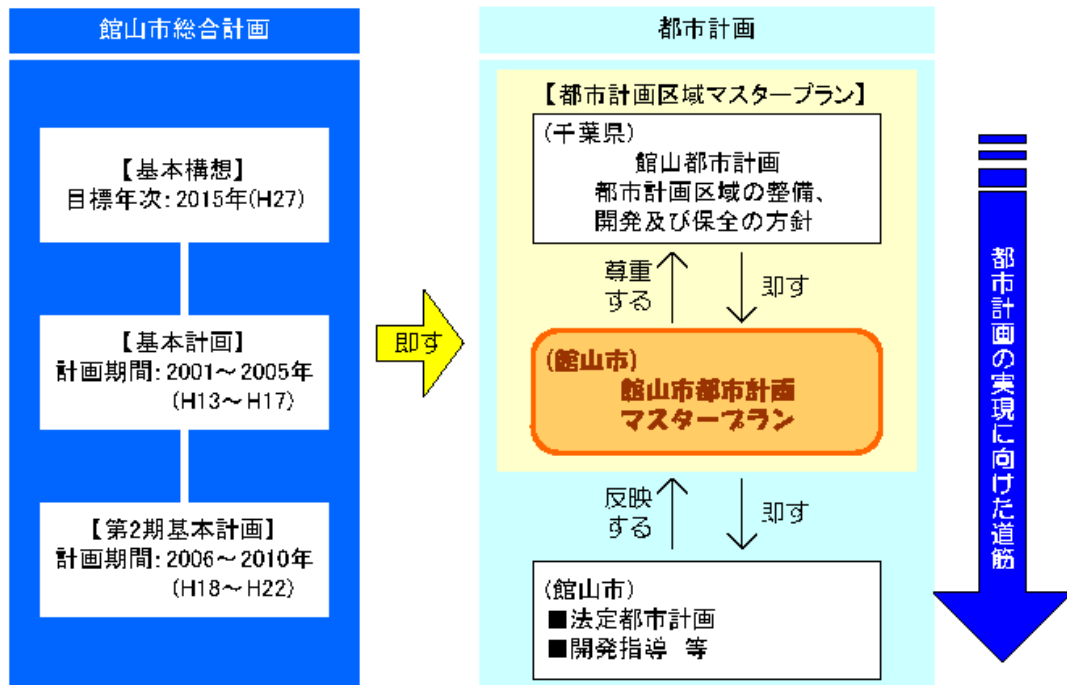
⇒住民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について合意し、そのことにより具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことができる。

(説明)

- ・ 都市計画マスタープランの主な役割は、上に記載のとおりです。
- ・ 道路・公園等の施設づくりに関する施策のほか、環境との共生や福祉への配慮など、都市全体又は地域に生じている各種の今日的課題への対応を含めた都市・地域づくりの方針を定めます。
- ・ 市は、『市の夢をランドデザインとしてわかりやすく示し、地域住民の理解と協力及び地域住民が主体となることによる都市・地域づくりを明示すること』を念頭に、都市計画マスタープラン策定します。

3. 都市計画マスタープランの法的位置づけ

都市計画マスタープランは、市町村の建設に関する基本構想(館山市総合計画)と千葉県が策定する都市計画区域マスタープランに即したものでなくてはならない

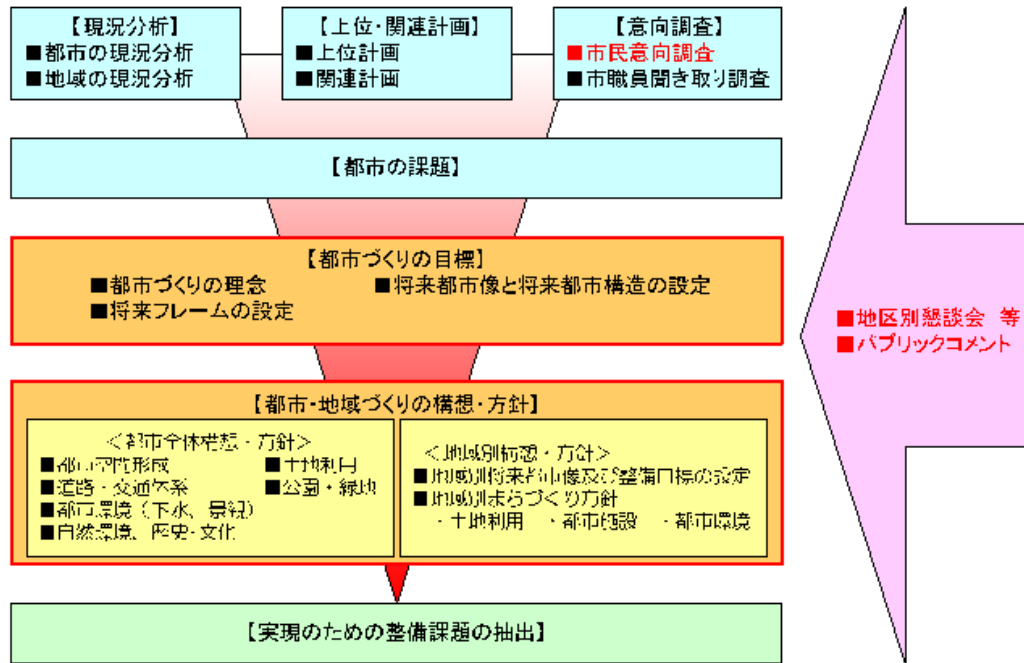


(説明)

- ・ 上の図は、都市計画マスタープランの法的な位置付けを示しています。
- ・ 館山市の都市計画マスタープランは、平成13年度からスタートしている「館山市総合計画」と平成15年に千葉県が策定した「館山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を上位計画として、これらの計画との整合を図りながら策定していきます。

4. 都市計画マスタープランの構成

策定にあたっては住民の意見を反映させながら、都市及び地域づくりに向けた問題点や課題を住民と行政が共有し、将来像の実現に向けて協働で取り組んでいきます



（説明）

- ・ 上の図は、具体的な都市計画マスタープランの構成について示したものです。
- ・ はじめに、「現況分析」を行い、「上位計画」を把握し、「意向調査」を行ったうえで「都市の課題」を整理し、これに対応するための「都市づくりの目標」を定めます。
- ・ 次に、「都市全体と地域別の構想と方針」を定め、これらを実現するための「整備課題の抽出」を行います。
- ・ そして、これらのプロセスのなかで、地区別懇談会や各種団体との懇談会を開催し、市民の皆様の意見をいただきながらまとめていくこととなります。